

- 地域高規格道路(新山梨環状道路等)の整備促進
 - 長野県内の直轄管理道路の整備及び権限代行事業の促進
 - 一般国道4号の整備促進
 - 地域高規格道路「常総・宇都宮東部連絡道路」の整備促進
 - 上信自動車道の整備促進
 - 一般国道6号の整備促進
 - 一般国道50号の整備促進
 - 一般国道51号の整備促進
 - 一般国道51号北千葉バイパスの木更津方面及び千葉都心部とのアクセス道路の整備
 - 一般国道17号「新大宮上尾道路」の整備促進
 - 一般国道121号等の直轄指定区間編入と権限代行の促進
 - 地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期事業化
 - 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進
3. 道路の有効活用を図るため、次の事項に関する取り組みを促進すること。
- 中央自動車道の渋滞対策の促進
 - 東名高速道路の渋滞対策の促進
 - スマートインターチェンジの整備促進
 - 首都圏の新たな高速道路料金導入後の影響の検証と高速道路網のさらなる有効活用
 - 「道の駅」の整備促進
4. 地方自治体が管理する道路の整備・保全のため、次の事項について配慮すること。
- (1) 国の交付金(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)については、自動車専用道路と連携し、また、地域の安全を支える補助国道や地方道を確実に整備・保全できるように、予算を平準化することなく各事業の進捗等に応じた必要な予算を講じること。
 - (2) 自動車専用道路を補完し、地域の交流・連携を支える補助国道や地方道の整備促進を図るとともに、主要渋滞箇所などを含め、地域分断や交通のボトルネックを解消し、道路ネットワーク全体の機能強化を図るため、必要な予算措置を講じること。
 - (3) 自動車専用道路の利用圏域の拡大を図るインターチェンジ接続道路の整備促進のため、必要な予算措置を講じること。
 - (4) 安全で安心な道路環境を確保するため、交通安全施設等整備事業に係る次の事業などについて、必要な予算措置を講じること。
 - ①通学路の交通安全確保に向けた効果的な取り組みの推進
 - ②段差のない歩道や幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化の推進
 - ③安全で快適な自転車の通行空間の整備
 - (5) 高度成長期に集中的に整備された道路施設の高齢化に対応するとともに、巨大地震等の大規模災害に備えるなど、国土の強靱化に向けた取組を推進するため、道路施設の老朽化対策、防災・減災対策に必要な予算措置を講じること。
5. 山間部の対策が必要な道路の法面や老朽化した橋梁を避け、トンネルによりバイパス整備することは、防災・減災対策としてだけでなく、老朽化対策としての効果が優れていることから、これら改築系事業などにも「防災・安全交付金」が幅広く活用できるようにすること。

中部地区道路利用者会議

道路は、活力ある地域社会を形成し、国民生活に豊かさやゆとりをもたらすとともに、災害時においては、被災地への救援・救護や緊急輸送を担い、被災者の命をつなぐための最も重要な社会資本である。

とりわけ「モノづくり中部」として我が国経済をけん引するこの地域にとって、経済活動の効率性の向上や生産力の拡大など、中長期にわたって経済成長を支えるストック効果を生み出す広域道路ネットワークの整備促進は、多くの道路利用者から強く求められているところである。

また、これまでの大震災等の経験を踏まえ、高規格幹線道路から生活道路に至る道路網を早急に整備するとともに、既存の道路ストックを適切に維持管理するとともに予防保全を導入して長寿命化を図り、安全で安心して暮らせる生活環境を次世代に引継がなければならない。

このため、次の措置の推進を強く要望する。

1. 「社会資本整備重点計画」に基づき道路整備を計画的かつ着実に推進するとともに、その実現のため、道路整備費の確保を図ること。

また、特に遅れている地方の道路整備の促進を図るため、地方の道路整備財源について充実強化を図ること。
2. 高度成長期に整備した多くの道路や橋梁などがこれから更新時期を迎えるため、これらを適時適切に維持更新することができるよう、点検等に係る経費を含め必要な財源の確保を図るとともに適切な維持管理水準を確保すること。

特に市町村の現状を踏まえ、人材育成を含めた点検、診断、補修等に対する支援制度を構築するとともに、国の責任において必要な予算を確保すること。
3. 切迫する南海トラフ巨大地震(東海、東南海、南海地震及びこれらが連動して発生する巨大地震)への対策として、直接被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、橋梁など道路構造物の耐震化を図るとともに、救援・救護ルート及び緊急物資輸送ルートとなる緊急輸送道路の整備の推進と防災管理等の維持管理システムの確立及び土木技術開発の推進をすること。
4. 地域活性化を実現するため地域間交流を強化し、災害時には広域的な緊急輸送道路となる基幹ネットワークとして以下に示す高規格幹線道路、地域高規格道路等の事業の着実な推進を図ること。

また、有料道路制度等の有効活用により、道路の整備促進を図ること。

 - 東海北陸自動車道
 - 第二東海自動車道
 - 中部縦貫自動車道
 - 東海環状自動車道
 - 三遠南信自動車道
 - 能越自動車道
 - 伊豆縦貫自動車道
 - 近畿自動車道(名古屋神戸線、名古屋大阪線、紀勢線、伊勢線)
 - 中部横断自動車道
 - 三遠伊勢連絡道路(伊勢湾口道路)
 - 浜松三ヶ日・豊橋道路
 - 東海南海連絡道

- 中央スマートIC)、東北縦貫自動車道「奥州スマートIC」、「(仮)滝沢南スマートIC」、「矢巾スマートIC」、「(仮)平泉スマートIC」、「(仮)郡山中央スマートIC」、東北縦貫自動車道八戸線「(仮)八戸西スマートIC」、秋田自動車道「(仮)横手北スマートIC」)の整備促進
- (2) 高規格幹線道路網と一体となって機能する地域高規格道路の整備促進を図ること。
 - 一般国道6号(仙台南部道路)の早期4車線化
 - 一般国道45号(三陸北縦貫道路)の早期完成
 - 一般国道106号(宮古盛岡横断道路)の直轄権限代行による早期完成及び直轄管理区間への編入
 - 一般国道47号(新庄酒田道路)の整備促進
 - 一般国道47号(石巻新庄道路)の早期整備
 - 一般国道113号(新潟山形南部連絡道路)の整備促進
 - 一般国道4号及び279号(下北半島縦貫道路)の整備促進
 - 主要地方道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)の整備推進
 - 一般国道118号・121号(会津縦貫北道路、南道路)の整備促進及び直轄指定区間への編入
 - (3) 多軸型国土構造形成への転換とラダー(梯子)型地域構造の基礎となる一般国道の整備促進を図ること。
 - 一般国道7号(朝日温海道路、遊佐象潟道路、二ツ井今泉道路、鷹巣大館道路)の整備促進
 - 一般国道13号福島西道路(南進)、泉田道路、新庄金山道路、院内道路、横堀道路の整備促進
 - 一般国道45号上北天間林道路及び天間林道路の整備促進と延伸に向けた調査着手
 - 一般国道108号古川東バイパスの整備促進及び石巻河南地区の早期事業着手
 - 一般国道289号八十里越の交通不能区間の解消を図るための整備促進
 - 一般国道4号、6号、7号、13号、45号、46号、47号、48号、49号、108号、112号、113号等主要幹線道路の整備促進と、都市部に係る部分のバイパス建設促進
 - 一般国道103号奥入瀬(青楓山)バイパスの整備促進
 - 一般国道279号の直轄管理区間への編入
 - 一般国道349号の国直轄権限代行による早期事業化
 - (4) 活力ある地域社会や快適な生活環境を形成するため、地方生活圏を機能的に結ぶ道路網の整備促進を図ること。
 - (5) 避難解除等区域やその周辺の広域的な物流や地域医療、産業再生、インノベーション・コースト構想などを支える「ふくしま復興再生道路」(国道114号、国道288号、国道349号、国道399号、主要地方道原町川俣線、主要地方道小野富岡線、一般国道吉間田滝根線、小名浜道路)の整備促進を図ること。

4. 道路施設の維持管理及び長寿命化対策に係る支援の拡充
高度経済成長期の発展とともに昭和40年代後半から重点的に整備してきた道路施設は、建設後30～50年が経過し、老朽化対策が大きな課題となっております。こうした既存インフラを安心して利用し続けるためには、適切な調査・点検による現状確認とその結果に基づく計画的な維持管理・長寿命化対策が重要であります。

今後、国が平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地方自治体が行動計画及び個別施設計画を策定することになっており、長期的な視点に立って維持管理・長寿命化対策を計画的に実施するためには、重点的な予算配分と地方負担の軽減が不可欠であり、道路施設の維持管理及び長寿命化対策に係る事業について、補助率の引上げなど国庫補助制度の拡充、地方交付税対象事業の範囲拡大等の財政措置を講じるよう強く求めます。

関東甲信地区道路利用者会議

道路は、快適な国民生活や活力ある社会経済活動を支える、最も身近で基礎的な社会資本であります。道路整備の促進は、地域づくり・都市づくりを進めるためにも切望されるところであり、高規格幹線道路から市町村道に至る道路ネットワークの整備は極めて重要であります。

このため、平成28年度春季関東甲信越地区道路利用者会議の総意として、次の事項を要望する。

1. 社会資本整備重点計画に基づき、道路整備を計画的かつ着実に推進するため、道路整備費の確保を図ると共に、財源の一層の充実、強化に努めること。
2. 次の路線の事業促進を図ること。
 - (1) 高規格幹線道路
 - 東北縦貫自動車道の機能強化
 - 東北横断自動車道いわき新潟線の整備促進
 - 日本海沿岸東北自動車道の整備促進
 - 関越自動車道上越線の整備促進
 - 東関東自動車道館山線及び富津館山道路等の4車線化
 - 東関東自動車道水戸線の早期建設
 - 北関東自動車道の機能強化
 - 新東名高速道路の事業促進
 - 中部横断自動車道の整備促進
 - 東京外かく環状道路の建設促進
 - 首都圏中央連絡自動車道の整備促進
 - 中部縦貫自動車道の整備促進
 - 三遠南信自動車道の建設促進
 - 東京湾環状道路並びに関連道路の早期整備
 - (2) 一般国道等
 - 一般国道17号(上尾道路、本庄道路、上武道路)の早期整備
 - 一般国道17号新三国トンネルの早期整備促進
 - 東埼玉道路の建設促進
 - 厚木秦野道路(国道246号バイパス)の事業促進
 - 横浜環状道路の事業促進
 - 新湘南バイパスの整備促進
 - 西湘バイパスの延伸の早期具体化
 - 一般国道357号の事業促進
 - 川崎縦貫道路の事業促進
 - 国道16号千葉柏道路の早期具体化
 - 北千葉道路の早期整備
 - 新潟県内のくらしと命を守る道路整備の促進
 - 西関東連絡道路(一般国道140号)の整備促進
 - 核都市広域幹線道路の早期具体化